

## 平成29年度版 個人市民税・県民税

### ■ 市民税・県民税の申告

#### ○市民税・県民税の申告

申告は土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、鎌ケ谷市役所 2階 課税課で行っています。なお、2月中旬から3月中旬の確定申告時期には、特設会場を設けておりますので、その時期にはあらためてご案内いたします。

◆ 当該年度の1月1日現在、鎌ケ谷市内に住所がある人は、原則として、毎年3月15日までに申告をすることが必要ですが、次に該当する方は課税資料を他から得られるため、原則として申告の必要はありません。

(1) 給与所得のみの人で、勤務先から市へ源泉徴収票が提出されている人

(注1) 源泉徴収票が市へ提出されているかは、勤務先にご確認ください。

(注2) 途中退職された人は、前勤務先から源泉徴収票が市へ送付されないことが多いため注意が必要です。

(注3) 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、純損失、雑損失の繰越控除を受けようとする時は申告が必要になります。

(2) 公的年金等に係る所得のみの人

(注) 日本年金機構等へ報告した扶養人数などが違っていたり、配偶者特別控除、国民健康保険料や生命保険料などの支払いがある場合又は(1)の(注3)の控除を受ける場合には、申告の必要があります。

(注)年金受給者の方で課税になる方は、特に控除内容が充分反映されていない方が多いようです。控除を申告することで税金が安くなる場合もありますのでよく確認をしてください。

(3) 所得税の確定申告書を税務署へ提出された人

(注) 所得税の申告では、給与以外の所得が20万円以下の場合申告不要ですが、市民税・県民税については申告が必要となります。

(4) 所得のなかった人は申告の義務はありませんが、国民健康保険料の算定時の軽減や児童手当や幼稚園就園奨励費などの証明書発行のための資料となりますので申告をお勧めします。

◆ 鎌ケ谷市に住所はないが、市内に事務所・事業所を有する人は申告をする必要があります。

※ 事務所・事業所とは、診療所、法律事務所、教授所など、また事業主が住宅以外に設ける店舗などをいいます。

○申告に必要なもの

- (1) 印鑑（認印で結構です。）
- (2) 平成 28 年中の所得のわかる書類（源泉徴収票、支払明細、支払調書、帳簿書類など）
- (3) 平成 28 年中の控除のわかる書類（国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書や生命保険料や地震保険料等の証明書、医療費の領収書(合計額を計算しておいてください。) など）
- (4) 市民税・県民税の申告書を送られている場合は、その申告書

※市民税・県民税の申告書が必要な場合は、お手数ですが、課税課 市民税係 までご連絡ください。